

令和4年霞台厚生施設組合議会

第 1 回 定 例 会 会 議 錄

令和4年2月18日 開会・閉会

霞台厚生施設組合議会

令和4年霞台厚生施設組合議会

第 1 回 定 例 会 会 議 錄

令和4年2月18日（金曜日）午後2時30分開会

議事日程

令和4年2月18日（金曜日）午後2時30分開会

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号、議案第2号

日程第5 一般質問

日程第6 議案質疑・討論・採決

日程第7 閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した案件

議事日程

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号、議案第2号

日程第5 一般質問

日程第6 議案質疑・討論・採決

日程第7 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員 15名

2番 香取憲一君	11番 田谷文子君
3番 久松公生君	12番 烏羽田創造君
4番 高安将能君	13番 小松豊正君
5番 櫻井茂君	14番 市村文男君

7番 川 村 成 二 君
8番 根 崎 敏 夫 君
9番 玉 造 由 美 君
10番 大 楓 良 明 君

15番 加 固 豊 治 君
16番 久保田 良 一 君
17番 山 本 進 君

欠席議員 2名

法第121条により出席した者

管 理 者	谷 島 洋 司 君	事 務 局 長	小 澤 喜 藏 君
副 管 理 者	島 田 積 一 君	業 務 管 理 課 長	荒 川 英 一 君
副 管 理 者	坪 井 透 君	業 務 施 設 課 長 兼 総 務 課 長	事 務 取 扱 君
副 管 理 者	小 林 宣 夫 君	高 野 浩 通 君	
会 計 管 理 者	佐 谷 戸 美 紀 君	建設計画課長	幕 内 慎 一 君

職務のため出席した者

参 事	鈴 木 幸 治 君	係 長	川 上 哲 仙 君
係 長	雨 貝 三 和 子 君	係 長	山 中 英 明 君

令和4年2月18日（金曜日）

午後2時30分 開会

◎開会の宣告

○議長（山本進君） 傍聴者の皆様にあらかじめ申し上げます。

携帯電話、スマートフォンは、あらかじめ電源を切るかマナーモードにされるようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用、消毒液による手指の消毒などご協力のほどよろしくお願いいたします。

傍聴に際しては、議事に対して賛否を表明したり声を出すことを禁じておりますので、ご注意願います。また、傍聴席への録音録画機材の持込み及び使用は、固く禁じておりますの

でよろしくお願ひいたします。これらが守られない場合は退席を命じますので、ご承知おきください。

ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年霞台厚生施設組合議会第1回定例会を開会いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の対策として、質疑や答弁などの発言の際、マスクを着用してこれを行うことを許可いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程のとおりであります。

(日程第1 会期の決定)

○議長（山本進君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は、本日1日と決しました。

(日程第2 会議録署名議員の指名)

○議長（山本進君） 日程第2、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第111条の規定により、

11番 田 谷 文 子 君

12番 鳥羽田 創 造 君

の両名を指名いたします。

(日程第3 諸般の報告)

○議長（山本進君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長において本定例会に出席を求めた者の職氏名は、

管 理 者 谷 島 君 副 管 理 者 島 田 君

副 管 理 者 坪 井 君 副 管 理 者 小 林 君

会 計 管 理 者 佐 谷 戸 君 事 务 局 長 小 澤 君

業務管理課長 荒川君

業務施設課長兼総務課長事務取扱

建設計画課長 幕内君

高野君

以上であります。

(日程第4 議案第1号、議案第2号の上程、説明)

○議長（山本進君） 次に、日程第4、議案第1号・令和4年度霞台厚生施設組合一般会計予算、議案第2号・令和3年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第2号）の計2件を一括して議題といたします。

直ちに管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） 令和4年霞台厚生施設組合議会第1回定例会に当たり、本日、ここに提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

最初に、石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町の4市町で整備しました新広域ごみ処理施設については、昨年4月の供用開始以来、順調に稼働しており、間もなく1年を迎えようとしております。これもひとえに議会の皆様、住民の皆様のご理解とご協力の賜物と厚く御礼申し上げる次第でございます。

また、地域還元施設におきましても、造成工事、建築工事が始まりまして、運営開始に向けて準備を進めております。今後も引き続き、皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

それでは、議案の説明に入ります。

議案第1号・令和4年度霞台厚生施設組合一般会計予算について。

一般会計予算の総額は22億716万6,000円とし、前年度より7億2,781万4,000円、49.2%の増となってございます。

歳入歳出の款項別予算額は、第1表に記載のとおりでございます。

歳入の内訳につきましては、分担金及び負担金13億4,596万6,000円、使用料及び手数料3億5,000万円、国庫支出金1億3,411万1,000円、財産収入5,184万3,000円、繰越金500万円、諸収入3億2,024万6,000円でございます。

次に、歳出の内訳を申し上げますと、議会費260万7,000円、総務費1億5,250万3,000円、衛生費20億4,951万5,000円、そのうち塵芥処理費9億8,332万9,000円、施設整備費10億6,618万6,000円となっております。公債費4万1,000円、予備費250万円でございます。

継続費につきましては、第2表に記載のとおり、旧茨城美野里解体事業を計上しております。

一時借入金につきましては、資金収支の状況を勘案して、借入れをする場合の最高限度額を1億円といたしました。

なお、予算の詳細につきましては、事項別明細書をご参照いただきたいと思います。

次に、議案第2号・令和3年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第2号）について。

本案は、令和3年度一般会計歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ208万4,000円を減額し、補正後の予算総額を15億6,573万円とするものです。

歳入歳出の款項別補正額は、第1表に記載のとおりでございます。

令和3年度の執行状況を鑑み、議会費、総務費を減額し、併せて分担金及び負担金を減額いたします。そのほか、衛生費の施設整備費における入札差金により委託料と工事請負費を減額し、併せて国庫支出金を減額するものです。

また、繰越明許費については、地域還元施設開設準備経費と周辺環境整備事業の2件で、第2表に記載のとおりでございます。

債務負担行為補正については3件で、第3表に記載のとおりでございます。契約締結に伴う使用料及び賃借料の減額によるものでございます。

以上が提案いたしました議案の概要でございます。十分ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（山本進君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（日程第5 一般質問）

○議長（山本進君） 日程第5、一般質問を行います。

質問は通告の順にこれを許します。

なお、質問の形式は項目別の一括方式とし、時間は1議員30分以内といたしますので、厳守願います。また、質問回数は2回までとなりますのでよろしくお願ひいたします。

13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 13番、日本共産党の小松豊正です。

質問項目の第1は、プラスチック資源循環促進法の2022年4月施行に伴うプラスチックごみの分別回収資源化についてであります。

（1）今、地球全体を覆う異常気象や新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、

地球温暖化、その原因になっている温室効果ガスの削減は全人類に課された待ったなしの課題です。環境省は、廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量は、我が国の排出量の約3%を占めようとしています。そして、温暖化対策を強調しながら、実際にはプラスチック焼却、いわゆるサーマルリサイクルを推奨してきました。これは、この3市1町でも同様の経過をたどりました。

新治地方圏内では、プラスチックごみを分別して資源化する、そういう取組が行われておりましたけれども、これをやめて焼却というふうになりました。これに対する内外の批判を受けて、昨年6月4日に国会においてプラスチック資源循環促進法が全会一致で成立し、令和4年4月から施行されることになりました。

私は、ここに法律全文を持っていました。全文で、A4で65ページにわたるものです。

まず、法律の目的ですけれども、この法律は国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに関わる資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするというふうにございます。

そして、私はここに、当時国会におきまして全会一致になったわけですけれども、一体、国会でどのような議論が行われたのか、ここに国会の議事録を全部持ってきて、全部読んでみました。

この中に、松澤政府参考人はこのように言っております。循環型社会形成推進交付金において、これまで自治体の分別収集、リサイクル等を支援しておりますが、今回の法案を踏まえまして、今度はこのようにプラスチック資源の分別回収の実施をしていることを循環型社会形成推進交付金による支援を受けるための要件とすると、そういうことを分別回収を明確にすることをこの推進交付金の要件にすると、こういう見直しをするんだと。そして、そのことによって、自治体のプラスチック資源の分別収集、リサイクルの取組を後押ししてまいりますと、こういうふうに述べているわけです。

そしてさらに、この中に出でてきますのは、当時の小泉進次郎環境大臣はこのように言っています。プラスチックごみの熱回収、つまり霞台でいいますと平成3年度から実施しているサーマルリサイクルですね。このようなプラスチックごみの熱回収はリサイクルとは呼ばないんだと、明確に答弁しています。これは国の基本的な方向性を明らかにしたものとして当

時のマスコミに大きく報道されているわけであります。この点で、霞台厚生施設組合の執行部として、この法律の趣旨をどのように捉えているのか、まずお伺いをいたします。

その上で、（2）プラスチックごみの分別回収資源化をどのように進めていくのかという問題ですけれども、この法律の第33条には市町村単独または共同して、市町村が共同して再商品化計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができると、こういうふうに書いてあります。つまり共同して、ここで言えば、霞台厚生施設組合を構成する3市1町、この関係市町が共同でやることができるんだということが書いてあるわけです。ですから、今日、この霞台厚生施設組合議会の第1回定例会にお集まりの3市1町の首長の皆さんと、いわゆる正副管理者の皆さんと、この今年4月に施行になるこの法律の趣旨に基づいて相談されて、共同して、そしてやっぱり法律の内容を実施するということを求められているわけであって、そういうことであれば、具体的に霞台厚生施設組合3市1町の広大な地域のプラスチックごみの分別回収、そういうものに今、舵を切るべきだと、そういうタイミングだと、そういうふうに私は思うんですけども、管理者、そしてまた副管理者のご意見をお伺いしたいと思います。これが第1項目についての第1回目の質問です。

○議長（山本進君） 業務管理課長・荒川君。

○業務管理課長（荒川英一君） それでは、プラスチック分別回収資源化についての答弁を申し上げます。

ご質問（1）につきましては、4月に施行されますプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第6条において、市町村はその区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化が必要な措置を講ずるよう努めなければならないとございます。

地方公共団体の責務といたしまして、分別収集、再商品化のための体制や設備の整備、分別基準の策定、指定ごみ袋の有料化による分別排出の促進、これらに努めなければならないということが努力義務とされてございます。その後、環境省がパブリックコメントを実施し、令和4年1月にプラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引を作成したところでございますが、主に分別収集の基準や再資源化の方法を示す内容となり、分別収集について構成市町の今後の方向性が決まっておりません。

組合といたしましては、サーマルリサイクルを行いながら、今後の国の動向や技術開発の状況等も注視し、構成市町とともに連携をしながら調査研究を重ねていきたいと考えております。

続いて、(2)について答弁申し上げます。

同じプラスチックであるペットボトル等のプラスチック製容器包装は、資源物として収集され、プラスチック使用製品は可燃物として収集されている現状の中、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引が、令和4年1月に、国より市区町村に分別収集の基準を定める資料として作成されました。

地方公共団体の責務として、法第31条に基づき、市区町村はプラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるよう、住民に周知するよう努めなければならないと記載されております。

この手引を基にして、環境省令の分別収集物の基準を補完し、それぞれの市町においての状況に応じて、①法第32条に基づき、容器包装リサイクル法の指定法人に委託し、リサイクルを行う方法、②法第33条に基づき、市区町村が再商品化実施者と連携し、再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで認定再商品化計画に基づいてリサイクルを行う方法を市町が選択できることとなります。

現在、当組合において資源化を行っているプラスチック製品であるペットボトルは、構成市町で分別収集が統一され、組合におきまして圧縮、梱包を行い、容器包装リサイクル法の指定法人に委託し、リサイクルを行っております。

今後、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律により、構成市町が分別の基準及び新たな収集体制等の協議を検討し、組合としては、その内容から施設の処理内容等の検討を行っていくことになると思いますが、収集体制や施設の整備など課題を構成市町と連携して協議していかなければならないと考えております。

以上となります。

○議長（山本進君） 13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 私は、事務方の方に質問したんではないんですよ。管理者にこういう法律の趣旨、これを本当に守ってどうやるのかと、技術論を聞いているんではなくて、この法律の趣旨をどういうふうに考えているのかと。駄目ですよ、これは。管理者、また副管理者がいらっしゃるわけですから、こういう場で私はそういうふうに聞いているんですから。だから、やっぱり管理者が責任を持って答弁をしてくださいよ、これは。

それで、もう一つは、盛んに今、協議をして、協議をしてと言われましたけれども、私はこれをずっと言ってきてるんですよ、この法律が今年の4月から施行される前からです。やはりこのプラスチックごみの問題においては、全国的な傾向として、どうしても燃やせ燃

やせと、やはり新治でやったときにも、なかなかこれは市民の協力を得て、汚れたプラスチックごみをきれいに洗って、そして業者に持つていってもらうということで、住民の協力を得なければならないんですけれども、しかしこれは本当に今、地球温暖化の下で、本当に市民の皆さんもそういうことを感じているし、そういうタイミングなんですね。ですから、今ここで踏み切るべきだと。

それで、水戸の焼却センターがありますけれども、ここでは見事に、つまり令和2年4月1日から、あそこでは供用開始をしております。そのときからプラスチックごみの見事な分別収集をやっているわけですよ。その1年後の令和3年4月から、ここでは供用開始になつたけれども、やっていないと、本当にこの差が明確なんですね。ですから、これをやっぱりやるべきだと思うんです。

それで、この3市1町の共同については、今泉管理者も法律とかの基本は市町村がとなつていますけれども、先ほど読み上げた法律の33条でも、関係町村が共同してということをわざわざ書いているというのは、そういう意味なんですね。全国的にもう、やはり単独でやっているところもあるし、幾つかの行政が共同でごみ処理をやっているところも多いのでわざわざこういうことを書いたんですよ。そういう経過があります。ですから、そのことをよく認識をしてもらいたいと思います。

そういうことで、管理者の答弁を求めたいというのが第1点です。

それから、第2点は、ちょうど1年前の令和3年2月17日に行われた令和3年第1回定例会における日本共産党の川澄議員の質問に対する業務課長の答弁があるんですね。ここに、その議事録を持ってきていますけれども、この中でこういうふうに言っているわけです。

「プラスチックのリサイクルの可能性につきましては、絶対に永久にやらないというわけではございません」と。また、次のように言っています。「当面の間はサーマルリサイクルで行っていく方針でまいりますが、絶対にやらないということではございません」と、これを繰り返しているんですね。つまり、やらないわけではないんだと、やるんだと。そうしたら、わざわざ国会でプラスチック資源循環促進法が2022年4月に施行になるわけですから、実際に施行になってこの効力を発揮される、そういうタイミングに英断を以つてといいますか、住民の期待に応えて、この法律に基づいて、プラスチックごみを焼却ではなく分別回収資源化に切り替えるべきだと思いますよ。どうですか、管理者、この点をご答弁ください。

それから、3つ目には、水戸では見事に令和2年4月1日から、新しくできた工場で分別回収資源化を取り組んでおります。その教訓について、つまり水戸だから隣ですよね。そこ

でやっていることについては、この霞台厚生施設組合としては、実際にそこに視察に行って学んだとか、なるほどなということをやっていますか。周り、隣にそういう例があるんですよ。それをやっているのかどうか、やる意思があるのかどうか、このことをお聞きしたいと思います。最高責任者は政治家の管理者、この基本的な考え方を述べてください。これが2回目の質問です。

○議長（山本進君） 業務管理課長・荒川君。

○業務管理課長（荒川英一君） ただいまの質問につきまして答弁させていただきたいと思います。

まず、廃棄物の分別につきましては、各市町村が決定していくものであり、広域化し、施設を運営していく中で、3市1町でごみを分別区分を検討してまいりました。その中で、先ほど小松議員のお話にありました新治地方広域事務組合で実施していましたプラスチック容器包装の資源化につきましても参考にさせていただき検討を行いました。その際、プラスチックごみのリサイクル対象品の範囲や分別方法、市町の収集体制の構築が必要となり、実施する場合、設備投資や人件費等が必要になるということもありまして、期待できる収集回収率や市町別の事情等を勘案しまして、この霞台厚生施設組合はサーマルリサイクルを実施することとなりました。

今後、前回の第1回の中で、絶対にやらないという答弁があったと言っておられましたが、絶対にやらないというわけではなく、分別が決定しましたら組合もその対処をしていくという意味で捉えていると思います。

以上となります。

○13番（小松豊正君） 駄目だよ、私は管理者に質問しているんだから。最初からそうやつては駄目。

○議長（山本進君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） お答えいたします。

ただいまの内容につきましては、事務局のほうから答弁させていただいたとおりでございますけれども、今後の国や県の動向をしっかりと見ていきながら、構成市町ごとの分別収集やその方向性を勘案し、プラスチックの資源循環につきましては、構成市町と連携を密にしながら対応してまいりたいと考えております。

霞台厚生施設組合としましては、今はサーマルリサイクルを行っていきたいと考えているところでございます。

○13番（小松豊正君） 質問に答えていないよ。水戸のやつは、調査、視察に行ったんですか。水戸の教訓を学んでいますか。それ答えていないです、答えてください。

○議長（山本進君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） 補足といたしまして、水戸市への調査・視察を含めましてお答えさせていただきたいと思います。

水戸市のほうの情報を収集しているかということでございますが、コロナ禍ということもありまして、視察の受け入れを制限しているというような状況の中において、水戸のほうには当組合建設設計画課を含めまして、視察にお邪魔させていただきまして、1年まだたっていない時期ではございましたけれども、情報の収集に努めさせていただいているところでございます。

ただ、水戸で進めているのは、ご承知のとおり、プラごみの中でも容器包装に関わるものだけでございまして、今回小松議員のご指摘にもございますように、プラスチックの資源循環の推進に関する法律というのは、プラスチック製品全体の廃棄物に関わるものでございますので、先ほど来、当組合の事務局から答弁させていただきましたように、今回、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」が環境省により策定されております。その手引きに基に、市町村が今後その中でどのように、その市町村の状況に応じて、当市町村ではどういうふうに分別を進めるかというものを協議されまして、そして一般廃棄物基本計画の中で位置づけをされると共に、その処理について検討がなされていくものというふうな手順を理解しているところでございます。

その処理の中において、小松議員の指摘にあります法律の33条の「共同」という言葉でございますけれども、これはこの環境省の手引によりますと、市町村が民間事業者など再商品化実施者と連携して再商品化の計画を国に申請をするということになっておりますので、市町村同士の共同ではなくて、市町村と民間事業者の共同というふうに我々は理解しているところということも併せて答弁をさせていただきます。

以上です。

○13番（小松豊正君） それは間違いですね。広域化のことを言っているんですよ。

○議長（山本進君） 小松議員に申し上げます。次の項目の質問に移ってください。

13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 正式に質問通告をしているわけですから、そのことについてよく研究、調査をして答えてください。

議長の指示なので、質問項目の第2にまいります。

ごみの減量化の方針と霞台クリーンセンターみらいの供用開始以来10か月、4月から数えますと1月で10か月になるわけですけれども、10か月における毎月の燃えるごみの搬入量の推移についてお伺いいたします。

(1)、そのことを考える上で、ごみの減量化との関係で実際はどうなっているのかというふうに考えるのが非常に大事なわけでございますので、この間のごみの減量化の方針が3市1町でどういう方針を決めているのか。それとの関係で実際、令和3年4月から、この1月までの10か月間の減量化がどのようにやられているのかを説明をお願いします。3市1町の方針を含めて説明を求めます。

(2)は、この10か月の行政区別、月別の燃えるごみの搬入量の推移の特徴、どういう特徴があるのか。毎月、全体でどういう特徴があるのか、その説明を求めます。

3番目に、さらにこれから、どのように燃えるごみの減量化を図るのか、説明を求めたいと思います。

以上が1回目の質問です。

○議長（山本進君） 業務管理課長・荒川君。

○業務管理課長（荒川英一君） それでは、ごみの減量化の方針とごみの搬入量の推移について答弁申し上げます。

ご質問（1）番、（3）番につきましては、関連性がございますので一括で答弁させていただきます。

ごみの減量化につきましては、構成市町が策定した一般廃棄物処理基本計画を基に、令和2年11月に霞台厚生施設組合地域循環型社会形成推進地域計画第2期計画を策定いたしまして、国に提出し、承認を得ております。これには、令和8年度までにごみの排出量を6万9,866トンから6万3,266トンに9.4%削減し、総資源化量を1万4,189トンから1万4,387トンに増加させ、資源化率は22.4%にする目標としているところでございます。

燃やすごみに含まれている古布・古紙・段ボール等の紙類や草木類を構成市町と連携し、回収量を増やすことや直接搬入されたごみから分別し資源化することで、燃やすごみの減量化に努めている次第でございます。

次に、（2）番について答弁申し上げます。

4月から12月までのクリーンセンターみらい及び中継センターへの総搬入量は4万8,600トンとなり、月平均搬入量は約5,400トンとなっております。総搬入台数は9万4,988台とな

っております。月平均搬入台数は約1万500台となっております。いずれも想定に近い実績となっております。現在までの搬入量の傾向といたしましては、夏季が他の月よりも若干多い実績となっております。

また、特に混雑が予想された年末年始の搬入状況になりますが、通常1日の搬入量は約200トン、搬入台数は約400台でしたが、約1.5倍多く、搬入量は平均300トン、搬入台数は平均600台でございました。

年末の4日間は、施設内で混雑はしていたものの、これまで問題とされていました小美玉市道玉21号線に渋滞を起こすことはありませんでした。

以上になります。

○議長（山本進君） 13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） これは実際にごみの減量化の方針があるわけでしょう、3市1町に。それ全体を見れば、霞台全体でどういうごみの減量化の計画になっているかが分かるわけで、それとの関係で、それが順調にごみの減量化が進んでいるのか、それともそうでないのか、どういう特徴があるのか、そのことを聞いていますよ。このことについての答えが明確でありませんので、その点が1つ。

それから、実際にこの霞台で考えてみた場合には、古布は月1回、私のところでもみんな出しているんですけども、生ごみは石岡市でいいますと、生ごみの資源化に関する市の施策があったんですけども、それがなくなりました、石岡では。ただ、やっている自治体もありますよ、この3市1町の中でも。生ごみの分別収集については、どういうふうになっているのか、このことをお答えいただきたいと思います。

以上が2回目の質問です。

○議長（山本進君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） それでは、再質問にお答えいたします。

まず、ごみの減量化の状況について、どういうふうになっているかということを聞いているというお話をございました。先ほど、当組合の事務局のほうからご答弁させていただきましたように、令和2年11月に策定した第2期計画に基づいて、現在1年目の途中であるということでございますので、その減量化の数字については推移を見守っているところだということでございます。

また、生ごみの石岡市における施策がなくなった云々のことにつきましては、当組合の所掌外のことでございますので、当組合として答弁は避けさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本進君） 13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 2回目の質問はもう終わりましたけれども、組合としては関知しないとか、一部がやっているとかそういうんではなくて、もっと全体的に見てやらなければ駄目だと思います。

次に、質問項目の第3に移ります。

地域還元施設の建設についてです。

施設の内容について、住民の意見・要望をどのように反映させるか。その点では、どのような地域還元施設についての要望・意見が出ているかを説明を求めます。

(2) は、3市1町全体のことを考えますと、やはり高齢化社会に向かう中で、マイカーで来いというのは無理があることは十分に考えられるわけであって、適切な送迎バスを配置して、そして3市1町の方々が地域還元施設を利用しやすいように、そういう点では、いわゆる送迎バス的なものはどうしても必要だと私は思いますけれども、この点についてどのような検討がされているのかを説明を求めます。

○議長（山本進君） 建設計画課長・幕内君。

○建設計画課長（幕内慎一君） ご質問の地域還元施設の建設についてご答弁申し上げます。

最初に、1点目の住民の要望・意見をどのように反映させているかでございますが、現在、建築を進めている地域還元施設みらい交流館は、平成30年度に策定した基本構想や令和元年度に策定した基本計画において、白雲荘の利用者を対象としたモニタリング調査や地域住民へのアンケート調査などの住民意向調査を行いまして、さらに、3市1町の住民の方にご参加いただいた地域還元施設等検討委員会でご意見をいただくなど、住民の皆様のご要望をできる限り反映した設計となっています。

具体的に、施設のハード面では、地域の集会等でも利用できる大広間兼レストランや会議室としても利用できる多目的スタジオ、ウォーキングプールをはじめ、特に要望が多かったお風呂についてはサウナを設置するなど、施設の多機能化を図った設計で現在建築を進めています。

次に、2点目の送迎バスについてでございますが、地域還元施設みらい交流館の運営開始時点では、構成市町との協議により、各地域におけるバス利用者数の見込みが難しいことなどから送迎バスの運用を見送ることになりました。しかし、基本構想における住民意向調査において、バス等におけるアクセスに関するご要望をいただいておりますので、地域還元施

設みらい交流館を運営しながら、地域別の利用状況や利用者等のご要望を踏まえ、公共交通の活用を含めアクセス機能の向上を図りたいと考えています。

以上でございます。

○議長（山本進君） 13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 2回目の質問を行います。

先ほど、今日の本会議前の事前説明会で、この供用開始までの施設建設の段取り、期日について説明があったわけですけれども、それは事前説明会のことであり、今開かれているのは正式な第1回定例会です。さらに、傍聴者もおられますので、市民が知るべき基本点について、どういう段取りでこの施設が出来上がっていくのか、期日について明快な説明をお願いしたいと思います。

以上が2回目の質問です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・幕内君。

○建設計画課長（幕内慎一君） 地域還元施設のスケジュールということと理解しますけれども、今現在、地域還元施設の建設につきましては、ご承知のとおり、既に建設工事に始まつております、現在進行中でございます。

施設の完成につきましては、先ほどの事前説明会で説明させていただきましたとおり、令和5年2月28日までの工期で進めておりまして、これまで議会でご説明させていただきましたとおり、令和4年度中の完成を目指しております。

以上でございます。

○議長（山本進君） 13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 次に、質問項目の第4ですけれども、組合活動の広報について質問したいと思います。

(1) は、3市1町に関わる広域事務組合の活動内容を関係住民に知らせ、環境保全活動等の重要性を啓蒙していくために、組合の広報紙を系統的に発行すべきだと、そういう意見を私は聞くことがあります。例えばそういう点では、いろいろ広域組合がありますけれども、例えば湖北水道の関係でも、議会ごとに年2回はそういう広報紙を発行して、お互いに今どうなっているのかを相互理解して、みんなで力を合わせて広域行政を支えていくという趣旨で、確かにホームページ等ありますけれども、やはり紙ベースでそういうふうにすべきだと私は思うんですけども、それからそういう意見を聞くことがありますけれども、執行部としてどのように考えているのかをお伺いいたします。

2番目には、いろんな電話が来ると思いますけれども、ホームページでもそういうページがあるのかもしれませんけれども、巨大なごみ処理センターができしたことなどに関しまして住民はどういう意見を、またご質問をされているのか、執行部として掌握している特徴などについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（山本進君） 業務施設課長兼総務課長・高野君。

○総務課長事務取扱（高野浩通君） 組合広報活動についての（1）について答弁申し上げます。

当組合では、平成14年度から年1回、組合広報紙を発行しておりましたが、常に住民への新しい情報を提供できる場として平成27年度にホームページを開設しまして、広報紙の内容をホームページに切り替えて公開してきた経緯がございます。

今後も、組合ホームページや市町の広報紙で情報提供を継続しながら、住民の皆様に知つていただくべき事項につきましては、構成市町と協議して市町の広報紙に掲載していただき周知してまいります。

次に、（2）について答弁申し上げます。

組合ホームページのお問合せにつきましては、住民の方からご意見とかご要望等はありませんが、ごみの出し方についての問合せは寄せられており、その都度メールで分かりやすく回答しております。

以上でございます。

○議長（山本進君） 13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） そうしますと、今の答弁だと、当初広報紙を出していただけれども、平成27年度からはホームページに切り替えたということで、私の質問に対して、またご意見も聞いているんだけれども、そういうことは執行部としてはやらないということですか。そういう紙ベースで、ほかの広域組合なんかでやっているそういう広報紙、これは出す考えがないということなんですか。ちょっと明快にお答えください。それとも、そういうことも考えていくのか、そのところをはつきりとお答えください。

○議長（山本進君） 業務施設課長兼総務課長事務取扱・高野君。

○総務課長事務取扱（高野浩通君） 組合といたしましては、平成27年度にホームページを開設いたしまして、それまでの紙ベースの広報紙からホームページに切り替えたという経緯もございますので、今後につきましても、ホームページを生かして周知のほうを図ってまいります。

という予定でございます。

以上でございます。

○議長（山本進君） 以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩します。10分程度といたします。

午後3時21分 休憩

午後3時29分 再開

○議長（山本進君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（日程第6 議案質疑）

○議長（山本進君） 日程第6、議案質疑を行います。

質疑は通告の順にこれを許します。

なお、質疑の形式は項目別の一括方式とし、時間は1議員30分以内といたしますので厳守願います。また、質疑回数は2回までとなりますので、よろしくお願ひいたします。

13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 13番、日本共産党の小松豊正です。

通告に従いまして、議案第1号・令和4年度霞台厚生施設組合一般会計予算について議案質疑を行います。

（1）歳入についてですけれども、①、予算書3ページにございますが、負担金が本年度は13億4,596万6,000円でありまして、前年度より4億8,531万4,000円増と大幅に増えておりますけれども、この積算根拠について説明を求めます。

②物品売扱収入が5,180万3,000円となっておりまして、前年度比2,664万2,000円の増となっておりますけれども、積算根拠について説明を求めます。

さらに、予算書9ページ、売電収入を3億2,000万円としておりますけれども、前年度比較との関係で積算根拠について説明を求めます。

（2）歳出についてですけれども、予算書14ページにございますけれども、施設整備費が前年度比6億4,310万2,000円増となっておりますけれども、その積算根拠について説明を求めます。

②予算書7ページにありますけれども、循環型社会形成推進交付金1億3,411万1,000円と

なっておりますけれども、これが充当できる事業について説明を求めます。

以上が1回目の質問です。

○議長（山本進君） 業務施設課長兼総務課長事務取扱・高野君。

○総務課長事務取扱（高野浩通君） （1）歳入についての①負担金が大幅に増えている積算根拠について答弁申し上げます。

主な増額の項目は、歳出予算の衛生費の施設整備費において、令和4年度から継続費を設定する予定の新規事業である旧茨城美野里環境組合の旧施設解体事業や令和3年度に継続費の設定をした地域還元施設の令和4年度分の年割額が増額となったことなどから、衛生費負担金の施設整備費が5億2,189万7,000円増額となっています。これに対しまして、衛生費負担金の塵芥処理費や総務費負担金が売電収入の増などの理由によりまして3,658万3,000円減額となることから、分担金及び負担金が4億8,531万4,000円増となるものでございます。

次に、②の物品売払収入が5,180万3,000円と前年比2,664万2,000円の増としている積算根拠ですが、有価物売払収入は種類ごとの売却予定数量に資源化事業者から徴収した見積りの単価を乗じて積算しております。

売却想定量は、前年度と比較して大きな変動はございませんが、鉄類、非鉄金属類、ペットボトル等の見積単価が前年度と比較して高騰しており、収入見込額が増額となったものでございます。

次に、③の売電収入3億2,000万円の前年度比較と積算根拠ですが、令和3年度の売電収入につきましては、当初予算2億2,000万円に対しまして、収入額が増額となる見込みとなったことから、令和3年10月の組合議会定例会におきまして予算を1億円増額補正いたしまして、3億2,000万円としております。令和4年度の売電収入についても本年度の実績を参考に同額の収入が見込めるところから、3億2,000万円といたしました。

続いて、（2）歳出についての①の施設整備費増額の積算根拠についてでございますが、（1）の①で答弁したとおり、地域還元施設の1億4,396万円、旧茨城美野里解体事業で4億5,158万1,000円が増額となったことから、6億4,310万2,000円の増額となるものです。

次に、②の循環型社会形成推進交付金1億3,411万1,000円の充当事業でございますが、内訳といたしましては、歳出予算3款衛生費、1項清掃費、2目施設整備費のごみ処理広域化事業協定割の霞台旧施設解体調査設計業務委託料に893万5,000円、旧茨城美野里解体事業の旧茨城美野里解体工事及び工事施工監理業務に1億2,517万6,000円となります。

以上でございます。

○議長（山本進君） 13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 説明としては一応理解するものですけれども、2回目の質問として、
私、議案質疑についての意見・要望も含めて質問いたします。

○議長（山本進君） 小松議員に申し上げます。質問は通告の範囲内でお願いいたします。

また、ただいまの件につきましては、議会運営委員会のほうへ要望されたらいかがかと思
います。

以上で議案質疑を終結いたします。

(討論)

○議長（山本進君） 次に、討論を行います。

討論は通告の順にこれを許します。

13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 討論に移りますけれども、今のことばは、議長がそういうふうにとどめるんじやなくて、それをやっぱり取り上げてどうするかという立場でやってくださいよ。そうしないと、議事が、住民等を代表する我々議員ですから、責任を持って予算審議を進める……

○議長（山本進君） ただいまの件は、議会運営委員会に申出をしてください。

討論、通告の順にこれを許します。

13番・小松豊正君。

○13番（小松豊正君） 議長に対しても意見を言っているわけですよね。

討論を行います。

13番、日本共産党の小松豊正です。

議案第1号・令和4年度霞台厚生施設組合一般会計予算に対して反対する討論を行います。

この予算は、プラスチック資源循環促進法が令和4年度から施行される下での予算になります。この法律の基本方針として、プラスチックごみの分別収集資源化や事業者の自主回収の促進がうたわれています。ところが、令和4年度の予算にはこの方針が全く反映されておらず、従来のサーマルリサイクルでプラスチックごみは分別収集資源化ではなく、燃やせ燃やせで、売電収入は前年度予算より1億円増の3億2,000万円を見込んでいます。これは、昨年度予算は2億2,000万円、資料を見ますと12月末の実績は3億580万円、そして今度の予算は3億2,000万円と、これは燃やせ燃やせと、どんどん燃やせ燃やせになっていく、そういう傾向を明確に反映し、プラスチック資源循環促進法に逆行するものだと、そういう予算になっているということを私は指摘をいたします。

今、地球温暖化対策が叫ばれています。日本ではごみを燃やして埋める処理が定着していますが、高温で燃やせばそれだけ二酸化炭素CO₂の排出量が増えます。気温上昇を産業革命時より1.5°Cまで抑えるためには、2030年までにCO₂排出量を大幅に低下させ、2050年までにCO₂排出増加量をゼロにする必要があります。そのためには、この10年から20年が正念場で、有効な対策を実行することが求められます。

この霞台厚生施設組合でのプラスチック資源循環促進法に基づいて、プラスチックごみを分別収集資源化し、可燃ごみの減量化を進め、焼却の発熱量を減らすことが喫緊の課題ですが、予算上逆行していることを指摘し、これを強調して、私は議案第1号・令和4年度霞台厚生施設組合一般会計予算に対しまして反対する討論といたします。議員各位の賛同をお願いいたします。

(採決)

○議長（山本進君） 以上で討論を終結いたします。これより採決に入ります。

はじめに、議案第1号・令和4年度霞台厚生施設組合一般会計予算についてを採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第2号・令和3年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

（日程第7 閉会中の継続調査の申し出について）

○議長（山本進君） 次に、日程第7、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員長から議会会議規則第67条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（山本進君） 以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年霞台厚生施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後3時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

霞台厚生施設組合議会

議長 山本進

霞台厚生施設組合議会

署名議員 田谷文子

署名議員 鳥羽田創造

資料

令和4年 霞台厚生施設組合議会 第1回定期会議事日程

令和4年2月18日

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号、議案第2号

議案第1号 令和4年度霞台厚生施設組合一般会計予算

議案第2号 令和3年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算(第2号)

日程第5 一般質問

日程第6 議案質疑・討論・採決

日程第7 閉会中の継続調査の申し出について

令和4年霞台厚生施設組合議会第1回定例会発言通告一覧

【一般質問】

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
1	小松 豊正	<p>1 「プラスチック資源循環促進法」の2022年4月施行に伴う、プラスチックごみの分別回収資源化について</p> <p>(1) この点で、「プラスチック資源循環促進法」の趣旨をどのようにとらえているか。</p> <p>(2) プラスチックごみの分別回収資源化をどのようにすすめていくのか。</p>	管理者 担当課長
		<p>2 ごみ減量化の方針と「霞台クリーンセンターみらい」の供用開始以来10か月における毎月の燃えるごみの搬入量の推移について</p> <p>(1) ごみ減量化の方針について説明を求める。</p> <p>(2) この10か月の行政区別月別の燃えるごみの搬入量の推移の特徴について説明を求める。</p> <p>(3) さらにこれから、どのように燃えるごみの減量化をはかるか、説明を求める。</p>	担当課長
		<p>3 地域還元施設の建設について</p> <p>(1) 施設の内容について、住民の要望・意見をどのように反映させるか、説明を求める。</p> <p>(2) 送迎バス等について、どのように検討しているか、説明を求める。</p>	管理者 担当課長
		<p>4 組合活動の広報について</p> <p>(1) 3市1町に関わる広域事務組合の活動内容を関係住民に知らせ、環境保全活動等の重要性を啓蒙していくために、組合の広報紙を系統的に発行すべきだと考えるが、どうか。</p> <p>(2) ホームページに寄せられている住民の声と内容改善の努力について問う。</p>	管理者 担当課長

令和4年霞台厚生施設組合議会第1回定例会発言通告一覧

【議案質疑】

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
1	小松 豊正	<p>1 議案第1号 令和4年度霞台厚生施設組合一般会計予算</p> <p>(1) 歳入について ①負担金が本年度1, 345, 966 (千円) で前年度より485, 314 (千円) 増と大幅に増えているが、積算根拠について説明を求める。 ②物品売払収入が51, 803 (千円) と前年度比26, 642 (千円) の増としているが、積算根拠について説明を求める。 ③売電収入を320, 000 (千円) としているが、前年度比較と積算根拠について説明を求める。</p> <p>(2) 歳出について ①施設整備費が前年度比643, 102 (千円) 増としている積算根拠について説明を求める。 ②循環型社会形成推進交付金134, 111 (千円) が充当できる事業について説明を求める。</p>	担当課長